

地方公務員法第58条の3第2項の規定に基づく等級及び職制上の段階ごとの職員数

行政職給料表

(令和7年4月1日現在)

等級	標準的な職務	合計		職制度の段階		
		(人)	(%)	(人)	(%)	段階
1 級	定期的な業務を行う主事又は技師の職務	46	13.2	90	25.8	係員級
2 級	知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師の職務	44	12.6			
3 級	2 主任主事又は主任技師の職務	91	26.1	91	26.1	主任級
	1 主査又は技査の職務	30	8.6	35	10.0	主査級
4 級	2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主査又は技査の職務	5	1.4			
	1 係長の職務	42	12.1	84	24.2	係長級
5 級	主幹又は技幹の職務	42	12.1			
6 級	1 会計管理者、課長、議会事務局次長及び副参事の職務	35	10.1	37	10.7	課長級
	2 南城市行政組織規則(平成18年南城市規則第4号)第3条に規定する組織の長の職務	2	0.6			
7 級	部長、議会事務局長、政策調整監及び参事の職務	11	3.2	11	3.2	部長級
合計		348	100.0			